

標 題：

日本籍以外の船舶の一般非常警報装置

NKテクニカル インフォメーション

No.: 170

Date: 平成7年11月22日

関係船主、造船所 各位

1994年10月1日付けで発効した1992年改正SOLAS 第Ⅲ/50規則「一般非常警報装置」の適用に関する本会の暫定取扱い、テクニカルインフォメーション No. 147（平成6年9月14日付）にてお知らせしておりました。

この度、IMO 海上安全委員会 第65回会議にて同改正規則の適用に関する解釈が合意され、添付のMSC/Circ. 692にて関係者に通知されました。今回、同解釈を基に、先の暫定取扱いを以下のとおり改正し、直ちに実施することと致しましたのでお知らせ致します。これにより、テクニカルインフォメーション No. 147は廃止致します。

— 記 —

1. 適用

本取扱いは、1994年10月1日以降に建造された日本籍以外の船籍を有する船舶だけに適用する。

1994年10月1日より前に建造された船舶に遡及適用する必要はない。

2. 装置

改正条文で要求される一般非常警報は、一回の動作により全ての警報が作動し、一旦作動した後は、手動で止められるか、 或いは船内通報装置による通知により一時的に中断されるまでは、継続し、自動的に発しうるものであること。

但し、甲板全域にわたって警報音が聞こえるようにするという要件は、客船だけに適用し、貨物船には適用しない。

3. 警報音の強さのレベル

船籍国政府から特別な指示がない現在、改正条文の脚注に引用されている一般非常警報音の強さのレベル（IMO総会決議 A. 686(17)）に適合することを貨物船安全設備証書を発行する条件とはしない。

以 上

添付：IMO MSC/Circ. 692

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。



Ref. T1/3.02

CLARIFICATION OF SOLAS REGULATION III/50 REGARDING GENERAL EMERGENCY ALARM SYSTEMS

The Maritime Safety Committee, at its sixty-fifth session (9 to 17 May 1995), agreed that the requirement in SOLAS regulation III/50, as amended by MSC.27(61), for sound pressure levels complying with the standard developed by the Organization, and for the alarm to continue functioning after it has been triggered until it is manually turned off or is temporarily interrupted by a message on the public address system, should be interpreted as to only apply to ships built after 1 October 1994. The requirement that the general emergency alarm system be audible on all open decks should be interpreted so as to only apply to passenger ships built after 1 October 1994.

(Provisions for passenger ships carrying more than 36 passengers built before 1 October 1994 are contained in SOLAS regulations II-2/41-1 and 41-2.)